

獣害対策 ラボ



学校・公共施設における 獣害対策 外周設計ガイド

安全性・法令・管理体制を
両立するために

なぜ学校・公共施設は 「特別な設計」が必要か

項目	農地	学校・公共施設
利用者	限定的	不特定多数（児童・住民）
リスク	作物被害	人的事故・説明責任
対策の主眼	防護性能	安全性＋防護性能
管理	個人判断	組織・引き継ぎ前提

要点まとめ

- ・ 獣害対策は「安全管理」の一部
- ・ 防げても事故が起きれば失敗
- ・ 設計段階で事故リスクを排除する必要がある

公共施設の獣害対策 「3原則」

原則① 第三者安全の確保

- 触れても重大事故にならない
- 視認性・警告表示の徹底
- 接触を前提とした設計

原則③ 継続管理できる仕組み

- 異動・引き継ぎを前提
- 誰が見ても分かる点検項目
- 屬人化しない

原則② 説明責任を果たせる構成

- なぜこの方式が説明できる
- 法令・基準に沿っている
- 曖昧な独自判断を避ける



推奨される外周設計 (標準モデル)

基本方針

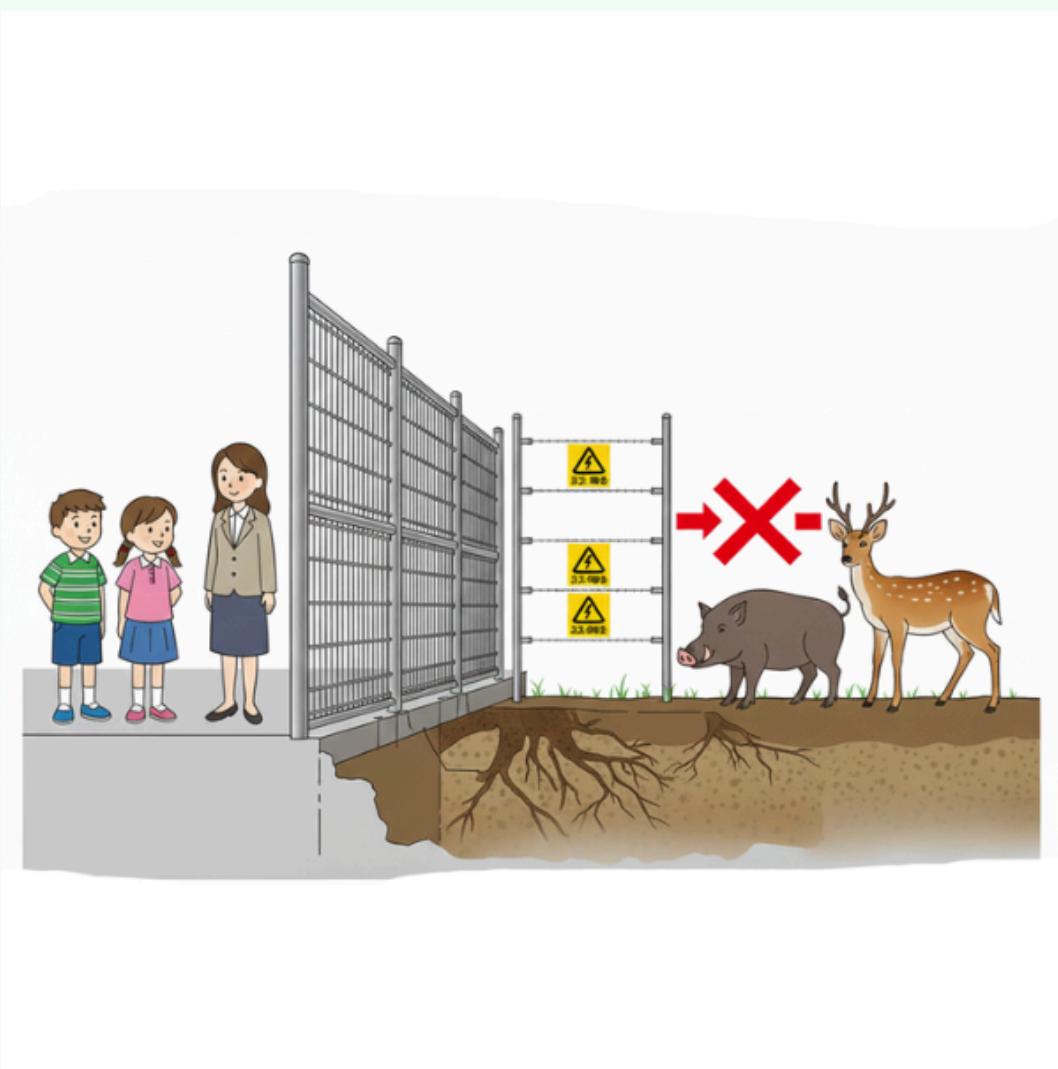
公共施設では

「物理フェンスを主」「電気柵を補助」

とする構成が、最も安全性と効果のバランスに優れます。

構成の考え方

- フェンス：常時安全・視認性が高い
- 電気柵：夜間・獣の活動時間帯のみ心理的障壁として使用
- ゲート・林縁部・段差部を重点的に強化



施設・環境別の推奨構成

校庭・グラウンド

- 高強度フェンス
- 補のアンカー固定
- 指挟み・突起防止への配慮

施設裏の林縁部

- フェンス + 補助電気柵
- 夜間のみ稼働
- 立入制限の明確化

植栽・花壇周辺

- 低床型フェンス
- 景観に配慮した資材選定
- 忍び返し・物理障壁の活用

法令・安全基準について (重要)

電気柵を設置する場合は、
必ず以下を遵守してください。

- 電気柵専用の電源装置（本器）を使用
- 漏電遮断機の設置
- 視認性の高い警告表示板の設置
- 適切なアース（接地）

※ 一般電源や簡易機器の流用は禁止です。

よくある内部懸念への 整理回答

Q. 電気柵は危険ではないか？

正規機器・表示・設置位置を守れば、
公共施設でも安全に運用可能です。

Q. 景観への影響が心配

フェンス主体とすることで、
視覚的影响を最小限に抑えられます。

Q. 全周対策が難しい場合は？

侵入が集中する経路を特定し、
重点的に強化する方法が合理的です。

まとめ

学校・公共施設の獣害対策は、

「動物を入れない」ことと
「人を傷つけない」ことを

同時に達成する必要があります。

そのためには、

- 外周設計の合理性
- 安全基準の遵守
- 継続できる管理体制

この3点を揃えることが不可欠です。

堅実な設計と透明性のある運用こそが、
地域から信頼される獣害対策です。

獣害対策ラボ

<https://jugaitaisaku-lab.jp>

※ 本資料は一般的な家庭菜園向けの内容です

※ 地形・動物の個体差により最適解は異なります